

2012.4.2

中国風険消息 < 中国関連リスク情報 > 月刊4月号

< 2012 No.1 >

「風険消息 < 中国関連リスク情報 >」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌です。「月刊」と「特別号」の2種類に分けて発行し、「月刊」では、中国における種々のリスク(自然災害、法令違反、情報漏洩、労務リスク等)について、発行の前月に公表・報道された主要ニュース一覧と、ニュースに関連するお役立ち情報を簡潔に記載しています。また、「特別号」では、時節に応じた話題や、社会の関心が高いトピック等を取り上げて解説しています。

今月のお役立ち情報： 中国における商標侵害について

< 要旨 >

外国企業が中国市場に進出する際、あるいは商品を投入する際に留意すべき問題のひとつに、中国における商標権侵害が挙げられる。自社が中国で登録した商標を他社／他者が勝手に悪用する例ももちろんあるが、より悩ましいケースは商標権の冒認出願（抜け駆け登録）である。すなわち、自社が長年培ってきたブランドの商標が、中国国内では全く関係のない他社／他者によって既に登録されてしまっているというケースである。このような事態が生じると、中国国内へのブランド展開や商品投入に支障をきたすこととなる。過去から中国以外の国々では自社の商標として生産・販売しているブランドであるにもかかわらず、中国でこの商標により販売すれば、先に商標登録した相手先から訴えられる場合もあるのだ。

この2～3月にかけて、外国企業の商標係争に関する報道が多く見られた。以下にその事例をまとめ、概要を説明する。

< 事例 >

米国バスケットボール元選手の例（3月2日 Record China）

米国バスケットボール界の元スター選手が中国のスポーツ用品メーカーを訴えたが、3月1日、北京の裁判所は提訴を不受理とした。

同メーカーは同元選手の英語名の中国語訳を商標登録し、また同元選手のシルエットに似たロゴや現役時代の背番号「23」を商品に使用している。

フランス高級ブランドの例（3月1日 サーチナ、2月27日 Record China）

馬具工房として創業したことで知られるフランスの高級服飾ブランドは、中国の国家工商総局商標審議委員会（以下、商標当局）を提訴していたが、2月26日、敗訴となった。

同社は中国国内で1977年に商標を取得。一方、同社の中国語名と酷似した商標を中国紳士服企業が1995年に登録した。その後、同社は何度か同中国企業の商標撤回を申請したが却下されていた。同社は商標当局の裁定を不服として提訴したが、今回の敗訴となった。

英国ウィスキーブランドの例（3月12日 Record China）

スコッチウィスキーの老舗メーカーは、同社の有名スコッチウィスキーの名前を冠した中国の服飾品店を提訴した。しかしながら3月12日、この訴えが退けられたことが明らかとなった。

同社は過去に商標当局へ異議を申し立てたが「区別は容易につく」として2010年7月に却下されていた。今回、北京の地方裁判所でも敗訴となった。

日本の漫画キャラクターの例（3月24日 時事ドットコム、2月18日 Record China ほか）

幼稚園児が主役の日本の人気漫画キャラクターに関する出版権、商品化権など商標権を所有する日本の出版社が、中国企業3社（上海・広州・江蘇）を著作権侵害で提訴。3月23日、上海の地方裁判所は被告である上海の企業の著作権侵害を認定し、30万元（約400万円）の損害賠償を命じた。

また北京の裁判所は、中国商標審査委員会がおこなった同キャラクターの商標権（広州の眼鏡メーカーが保有）に対する抹消手続きを支持する判決を下した。3月14日、同委員会はこの商標が3年以上使用されていないことを理由に、抹消手続きをおこなった。その後、商標権を持つ広州の企業が訴訟をおこなったが、今回の判決となった。

日本の同出版社は2004年に、広州の企業が既に1997年に同キャラクターを商標登録していることに対して登録商標の取消を求めて提訴したが敗訴した。それ以降も商標に関する訴訟を中国国内でおこなっていた¹。

米国エレクトロニクス企業の例（3月8日 サーチナ）

スマートフォンやタブレットPCで有名な米国企業は3月7日、新型タブレットPCを中国国内で発表した。一方、同タブレットの商標をめくり係争中の中国企業は、同社の同新製品に対する輸出入の停止を税関に申請した。

<ここがポイント！>

・中国における商標登録の状況

中国における商標登録は日本と同様に先願主義が採用され、先に出願した者に権利を付与することとなっている。なお、中国国内で著名な商標については「馳名商標」（著名商標）の認定を受け、抜け駆けによる冒認出願があった場合でも商標の取消を請求することができるとされている。しかし、いかに日本では著名であっても中国では著名に該当しない場合が多く、日本企業のブランドが「馳名商標」と認められるハードルはかなり高いといえる²。

中国における商標の登録申請費用は手数料を含めて1件あたり1,500～2,000元（約20,000～26,000円）である。商品の販売実績などがなくても商標登録が容易であるため、有名人や外国の有名ブランドなどの商標を地方企業やビジネスマンが気軽に申請してしまうケースがあるという³。これらの行為の主な目的は、将来的な商標の転売や事業化である。台湾系の米プロバスケットボール選手の名も、中国国内で他人により商標登録されてしまったことで知られている。

・中国における消費者意識の変化

最近になって中国でも商標権が話題となっていることについて、「消費者における知的財産権への意識が変化してきたからだ」という見方もある⁴。また商標権に関連して、中国人消費者の間でもコピー商品を敬遠するような意識変化が生じているようである。中国国家品質監督検疫総局（質検総局）の調査（2011年実施）によると、28～35歳の中国人女性の95%が「コピー商品のバッグなどを所持していることを恥ずかしく感じる」と回答した⁵。また、米マッキンゼー社による調査でも、偽造宝飾品類を買いたいという消費者の割合は、31%（2008年調査）から12%（2010年調査）に下がったとの結果が出ている⁶。

¹ 「中国における知的財産権侵害の現状 ～トラブル事例とその対応策～」『みずほ中国 法務・税務・労務ヘッドライン』Vol.6、みずほ銀行、2009年11月

² 遠藤誠『中国商標権冒認出願対策マニュアル 2009年改訂増補版』、ジェトロ北京センター知的財産権部、2009年3月

³ 福島香織『中国「iPad訴訟」のゆくえ』、日経ビジネスオンライン、2012年3月7日

⁴ 「中国で商標権トラブル続発、国民の知的財産権意識も向上」、Record China、2012年2月28日

⁵ 「中国人がバクリ商品を買わなくなった！若い女性の95%「恥ずかしくて持てない」」、Record China、2012年2月15日

⁶ “McKinsey Insights China; Understanding China's Growing Love for Luxury”, McKinsey&Company, March 2011

このように、中国の消費者における知的財産権への意識が向上してきていることがうかがえるが、前述の事例で示したように、現状では必ずしも裁判等で冒認出願に関して外国企業側の主張が受け入れられるとは限らない。

・対処

商標侵害への対策には、何か奇策があるわけではない。基本的な対策とポイントは以下のとおりである。

< 事前策 >

(1) 商標登録

- ・適時に申請する
- ・投入を予定する商品・役務区分⁷よりも範囲を広げて申請する
- ・紛らわしい／類似する商標についても申請する
（「馬」「瑪」など類似する漢字や、英名の場合は「-」（ハイフン）の有無など）

(2) 冒認出願の監視

- ・定期的に商標出願を監視する（<http://sbj.saic.gov.cn/sbcx/> より検索可能）

< 事後策（冒認出願の発見後） >

(3) 法的対抗手段などの実施

上記(3)について補足すると、既に冒認出願があった場合は法的手段をとることとなる。ただし、必ずしも自社の申立が受け入れられるとは限らず、また裁定までの期間やコストを考慮すると、金銭を支払い相手方から譲り受けることも選択肢のひとつとなり得る。

商標の申請状況により法的対抗手段が異なり、初期査定公告⁸から3ヶ月以内の場合は「異議申立」、登録後の場合は「取消申立」をおこなう。なお、取消申立の場合もできるだけ速やかにおこなうことが望まれる。前述の事例で取り上げた漫画キャラクターの商標については、冒認出願されて5年以上を経過して取消裁定を申立てたため、冒認出願した中国企業の商標を維持する判決を出された過去の経緯がある。

各種対策の詳細に限らず、中国で商標を検討する上では以下の資料を参照していただきたい。

遠藤誠(弁護士)著『中国商標権冒認出願対策マニュアル 2009年改訂増補版』(2009年3月)
ジェトロ北京センター知的財産権部発行
http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2009061047400485.pdf

⁷ 商標権の出願に際して商品または役務を指定することが必須となる。中国でもニース協定で定められた国際分類を利用している。

⁸ 商標出願を商標当局が受理し、登録条件等を審査した後に、初期査定の公告がおこなわれる。公告より3ヶ月以内に異議申立がなされない場合は、商標登録されることとなる。

リスク関連ニュース一覧（2012年2～3月）

【衛生】

- 広東省で約 200 人が C 型肝炎に感染。衛生所における注射器の使い回しの疑い。
（2月23日 サーチナ）
- 中国衛生部、河北省保定市で SARS 感染者が発見された噂を「デマ」と否定。
（2月26日 サーチナ、2月29日 Record China）
- 中国政府が 2015 年までに HIV 感染者・発症者の総数を 120 万人に抑えるとの計画を発表。
（2月29日 サーチナ）

【食品安全、製品安全】

- 国家体育総局が五輪代表選手へ肉の外食を制限。巷の肉に薬物が混入していることを懸念。
（2月27日 サーチナ）
- 下水や残飯を原料として油を生産・販売する業者へ最高で死刑を適用。
（2月25日 Record China）
- 粗悪なガソリンの流通の疑い。広域で一斉に車が故障。
（2月27日 サーチナ）

【事件・事故】

- 靴工場で作業員 37 人が中毒、4 人死亡。粗悪な接着剤を使用し換気せず。
（2月15日 サーチナ）
- 鉄鋼所で施設改修の操作ミスによりガス漏れ事故が発生。3 人が死亡、10 人が重軽傷。
（2月24日 Record China）
- 炭鉱でトロッコが暴走し 15 人死亡、3 人負傷。運転操作の規則違反の疑い。
（2月17日 Record China）
- 農薬などを生産する化学工場で爆発。9 人が死亡、40 人超が病院で手当て。
（2月28日 Record China）

【環境】

- 中国政府、年内に鉄鋼業の二酸化硫黄（SO₂）の排出基準を発表予定。
（2月16日 サーチナ）
- 中国政府、水不足の深刻化に対応。水使用の総量や河川などへの汚染水の流量などを規制。
（2月17日 サーチナ）

- 中国政府、今後3年間で1兆8千億元（約22兆5千億円）を水質汚染対策などへ拠出。
（2月18日 Record China）
- 雲南省で干ばつが発生。273の中小河川で流れが途絶え、ダム湖415カ所が干上がる。
（2月28日サーチナ、2月29日 Record China）
- 広東省で児童に「鉛中毒」が発生。69名中37名から基準を超える鉛が検出。
（2月27日サーチナ）

【災害】

- 四川地震からの復興、99%が完成。累計投資額は10兆円超。
（2月16日サーチナ）

【交通】

- 広州の地下鉄で1カ月に8回の故障（送電設備、通信設備、ポイントなど）が発生。
（2月22日サーチナ）
- 武漢市と宜昌を結ぶ中国高速鉄道の工事現場で300メートルにわたり陥没。手抜き工事の疑い。
（3月13日サーチナ）
- 中国の自動車事故死者数は10年連続で世界1となる年間6万2千人⁹。
（3月12日 Record China）

【インフラ】

- 中国の携帯電話ネット回線速度は世界でインド（19kbps）に次ぎワースト2位（50kbps）。
（2月19日 Record China、2月24日サーチナ）
- 中国電力企業联合会、2012年の電力不足は最大4000万キロワットと予測。
（3月1日サーチナ）

【知的財産権】

- 日本の漫画や映画の著作権保護に向け、「日中クリエイティブ産業連盟」を共同で発足。
（2月28日サーチナ）
- 米企業のスマートフォンの商標を冠したガスコンロを湖北省武漢市の工商管理機関が押収。
（2月27日 Record China）
- 仏ブランドワインの商標を冠した中国の模造品がネットで販売を継続。
（3月14日 Record China）

【情報セキュリティ / IT】

- 広東省広州市のタクシー1500台でメーターが停止。システムがうるう年に未対応だったため。
（3月2日サーチナ）

⁹ 中国の自動車保有台数は1億4百万台。日本は保有台数7千万台で事故死者4611人。1万台あたりの死者数で比較すると、中国6人、日本0.66人の計算になる。（本記事に記載のデータを基に算出）

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントに関する調査研究およびコンサルティングを行う専門会社です。中国進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 コンサルティング第二部

TEL:03-5296-8918 <http://www.irric.co.jp/>

瑛得管理諮詢（上海）は、中国 上海に設立されたMS & ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

瑛得管理諮詢（上海）有限公司（日本語表記：インターリスク上海）

上海市浦东新区陆家嘴环路1000号 恒生銀行大廈24楼142室

TEL:+86-(0)21-6841-0611（代表）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々および読者の方々が所属する組織のリスクマネジメントの取組みに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製 / Copyright 株式会社インターリスク総研 2012